

心身障害者医療費助成制度の改正に伴う国民健康保険特別会計への影響について

心身障害者医療費助成制度の改正について

1 概要

重度精神障害者の健康維持・増進、経済的負担の軽減、65歳以上の利用者の利便性の向上を図るため、石川県の心身障害者医療費助成制度が改正された。

加賀市においても、県の補助対象として拡大された部分に対応するため、心身障害者医療費助成制度の改正を行うもの。
(令和2年10月診療分から)

2 内容

① 対象者の拡大

(現行) ・身体障害者手帳1～3級
・療育手帳A・B



(改正後) ・身体障害者手帳1～3級
・療育手帳A・B
・精神障害者保健福祉手帳1級も対象

② 65歳以上への支給方法の追加

(現行) ・65歳未満は現物給付
・65歳以上は償還払い



(改正後) ・65歳未満は現物給付
・65歳以上の現物給付も可能

※現物給付 … 医療機関窓口で自己負担額を支払わず受診できる

※償還払い … 医療機関窓口で一旦自己負担額を支払い、申請により払戻しを受ける

③ 65歳以上の助成割合の変更

(現行) 対象者の自己負担割合にかかわらず医療費の1割を助成



(改正後) 対象者の自己負担額の全額(医療費の1～3割)を助成

※65歳以上対象者の自己負担割合

・後期高齢者医療制度加入者 1割(現役並み所得者 3割)

・65歳以上70歳未満 後期高齢者医療制度未加入者 3割

・70歳以上75歳未満 後期高齢者医療制度未加入者 2割(現役並み所得者 3割)

国民健康保険特別会計等への影響について

1 制度改正によるメリット・デメリット

<p>① メリット</p> <ul style="list-style-type: none">・自己負担額を一旦支払う経済的負担がなくなることや高齢の障がい者にとって負担となっている払戻しのための申請がいらなくなる等、被保険者の利便性が高まる。・窓口での払戻し申請の減少による事務負担の軽減。	<p>② デメリット</p> <ul style="list-style-type: none">・医療機関への受診がしやすくなることで、医療費の増大が見込まれる。・国保会計において、国庫負担金が減額される。(ペナルティ)
<p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・65歳から74歳の障がい者の自己負担が実質なくなることから、障害認定による後期高齢者医療制度への移行が、保険税(料)の比較での選択になる。	

2 現物給付等による国保会計への影響額(見込)

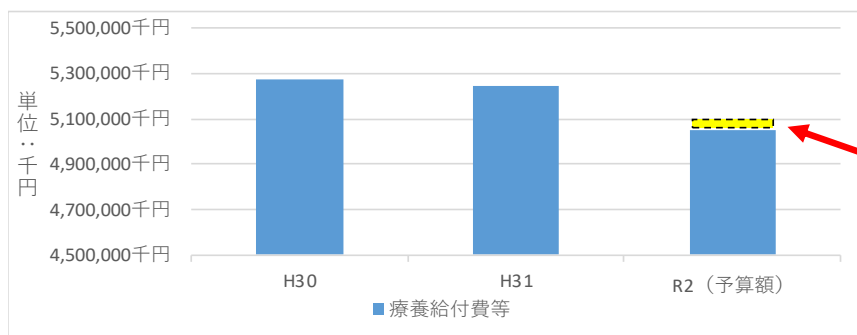
・医療費の増大

医療機関窓口において一旦自己負担額を支払う必要がなくなるため、一般的に医療機関に受診する患者数が増えると考えられている。

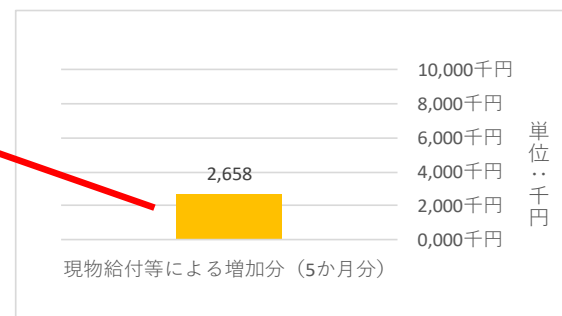
増加する療養給付費等見込額 … 約6,378千円(年間)

(国の調整率により、平成30年度療養給付費等実績額から試算)

現物給付等の影響による令和2年度の療養給付費増加額の見込



年度	H30	H31	R2 (予算額)
療養給付費等	5,276,566千円	5,247,288千円	5,054,151千円



R2 (見込)	
現物給付等による増加分 (5か月分)	2,658千円

⇒ 表の平成30年度及び平成31年度は療養給付費等（療養給付費、療養費、高額療養費）の実績額、令和2年度は当初予算額。心身障害者医療費助成制度の改正は10月診療分からなので、令和2年度は10月～翌2月診療分の5か月分の医療費が増加するものとして、増加額を試算。

・ 国庫負担の減額調整措置

現物給付により増加した医療費分については、国は実施自治体が負担するべきとし、県への国庫負担金が削減される。県はその減額分を市に対する翌々年度の標準税率として反映させる。
減額調整見込額 … 約1,900千円（年間）

国庫負担金減額調整分を保険税率に反映した場合（令和2年度保険税率により試算）

	応能割			応益割		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	7.36%	27,600円	20,800円	7.39%	27,600円	20,800円
支援金分	2.20%	8,900円	6,200円	2.20%	8,900円	6,200円
介護分	1.88%	9,700円	4,400円	1.88%	9,700円	4,400円

⇒ 原則、国庫負担金減額調整分の財源は保険税率改定により対応するものであるが、加賀市では令和2年度末の国民健康保険事業調整基金の残高が9億程度と見込まれることから、基金の活用により対応する予定。